平成２４年（フ）第３６号
長野県小諸市大字滋野甲440番地１
債務者　石山　秋雄
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月14日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第６８７号
東京都小金井市貫井北町２丁目２番27号コーポコジマ201
債務者　遠藤　幸治
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９８号
栃木県小山市城北４丁目34番地14　パラシオンＶ105号、従前の住所栃木県小山市犬塚４丁目18番地13　ルミエール304号
債務者　石島　徳夫
１　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第８６１号
東京都町田市木曽西１丁目33番４―310号
債務者　齊藤須恵子
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８３号
静岡県磐田市川袋1799番地
債務者　勝又こと　カツマタ　マルシオ　フェレーラ
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
静岡県袋井市村松724番地の６
債務者　屋山　信義
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
静岡県袋井市村松724番地の６
債務者　屋山　英子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
長崎県佐世保市田の浦町106番地181、旧住所大阪府守口市八雲北町２丁目19番３号
債務者　高瀬　優作
１　決定年月日時　平成24年８月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
静岡県浜松市中区砂山町345番地の５
債務者　犀川　和子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
長崎県佐世保市白岳町1206番地１、前住所長崎県佐世保市白岳町981番地
債務者　太田香代子
１　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
長崎県佐世保市春日町９番16号、前住所長崎県佐世保市春日町９番25号
債務者　松永　弘子
１　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
静岡県榛原郡吉田町川尻802―３　藤田方、住民票上の住所静岡県藤枝市下青島311番地の１　サンシティー河森101号
債務者　竹花みゆき
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６０号
静岡市葵区東瀬名町１番３―403号
債務者　浦田　芳夫
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５８号
静岡県島田市旗指140番地の１　フローラ杉本206号室
債務者　久保田清世
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６７号
静岡市駿河区小鹿95番地の１　フローレス小鹿Ａ305号
債務者　白鳥　義俊
１　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
５　免責審尋期日　平成24年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部